



三木市公共施設再配置方針(案)

検索

市ホームページから公共施設再配置方針(案)がご覧いただけます。

公共施設再配置方針(案)の説明会

- ▼対象者 市民など(定員90名)
※定員を超えた場合は、同日午後3時から同内容で開催
- ▼開催日時 11月8日(日)午後1時から
- ▼開催場所 市民活動センター大会議室
- ▼申込み ☎82-2000内線2458又は、
✉zaisei@city.miki.lg.jp
- ▼その他 新型コロナウイルス感染防止のため事前申込が必要です。氏名、日中の連絡先電話番号をお知らせください。

この方針に基づいて、各施設の具体的な取組を示す再配置計画を、今年度中に策定する予定です。再配置方針(案)(一部抜粋)は表3のとおりです。詳細は、市ホームページや役所3階情報公開コーナーでご覧いただけます。また、説明会を開催しますので参加してください。

シリーズ
次世代のために考える
公共施設

～④公共施設の再配置方針(案)を作成しました～
施設ごとの再配置に係る今後の方向性と対策(継続、集約化、複合化、譲渡、廃止など)の基本方針を示します。

問(市)財政課 公共施設マネジメント係

表3 公共施設再配置方針(案)に示す施設の方向性(一部抜粋)

対象期間	今後の方向性
短期 2021年度～2029年度	●他施設を複合化・・・1施設 中央公民館
	●他施設に機能を集約化し、当該建物は廃止・・・9施設 市民体育館、勤労者体育センター、吉川体育館、吉川町公民館貸潮分館、学校再編により廃校となる小中学校(5施設)
	●他施設に機能を複合化し、当該建物は廃止・・・5施設 市民活動センター、高齢者福祉センター、まなびの郷みずほ、 □吉川アフタースクール、よかわアフタースクール
	●廃止・・・7施設 みの川会館、 幼保一体化計画で廃止となっている幼稚園・保育所(6施設)
中長期 2030年度～2059年度	●廃止あるいは民間へ譲渡・・・30施設 地区に管理委託している施設や用途廃止している施設など
	●民間へ譲渡・・・2施設
	●他施設に機能を集約化し、当該建物は廃止・・・5施設
	●他施設に機能は複合化し、当該建物は廃止・・・1施設
	●廃止・・・2施設

●今後も使用を続ける施設は、日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を進めます。
○集約化・・・同じサービスを提供する複数の施設を、1つの施設にまとめる
○複合化・・・異なるサービスを提供する施設を1つの施設にまとめる
※施設ごとの詳細については、市ホームページから「三木市公共施設再配置方針(案)」をご覧ください。

公共施設を取り巻く問題
広報みきでは、昨年度10月号で1970～80年代にかけて整備した公共施設が、今後一斉に老朽化すること、12月号で少子高齢化がすすむことで、社会保障費の支出が増加し、公共施設の更新費用の確保が課題であること、2月号で現在ある施設をこのまま維持するには更新費用が不足することを紹介しました(表1)。

目標は延床面積35%縮減
現在ある施設をどの程度縮減すれば、将来の不足額を解消できるのか試算したところ、今後40年間で施設の延床面積を35%縮減することで、更新費用が11億円縮減されるという結果になりました。加えて、面積縮減に伴い施設の光熱水費や修繕費などの維持管理費用が3.7億円減少し、廃止した施設の土地売却することにより2.1億円の収入が見込まれます。

これらを今後必要な更新費用に充てることにより、財源の不足額を賄えることとなります(表2)。

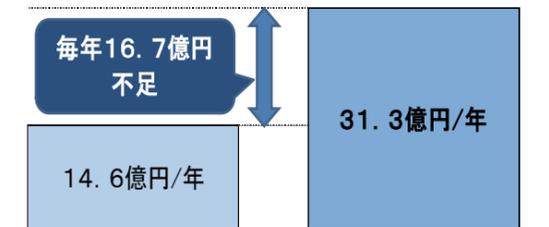
次世代に負担を先送りすることなく、必要な施設サービスを引き続き

表2 財源不足を賄う費用の内訳



※②、③、④それぞれの額は、千万円未満四捨五入しているため、これらの合計額は①の額と一致しません

表1 今後40年間の更新費用の年平均額と過去5年間の更新費用の年平均額



※②、③、④それぞれの額は、千万円未満四捨五入しているため、これらの合計額は①の額と一致しません

公共施設再配置の基本方針

- 【質の適正化】
 - 66 市民ニーズに適合したサービスの提供
 - 66 計画的な改修による安全性の確保と利便性の向上
 - 66 ユニバーサルデザイン化の推進
- 【量の適正化】
 - 66 人口規模、財政状況に見合った保有量まで縮減 40年間で延床面積の35%縮減
 - 66 施設の集約化、複合化、建替え時の減築
- 【コストの適正化】
 - 66 施設の長寿命化による更新費用の縮減と財政負担の平準化
 - 66 効率的な施設管理運営、民間活用等の推進
 - 66 未利用財産の売却、貸付などによる更新費用の確保

ため、縮減面積35%を目標として、公共施設の再配置を進めます。
公共施設再配置方針(案)策定
本市では、2016年度に策定した「三木市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来の人口規模や市民ニーズに合った適正規模・適正配置を進めるため、公共施設の「質」「量」「コスト」の適正化をめざす、「公共施設再配置方針(案)」を策定しました。この方針は、公共施設の利用状況や経費、建物の劣化状況などの情報を基に施設サービスを評価し、施設ごとの再配置に係る今後の方向性と対策(継続、集約化、複合化、譲渡、廃止など)の基本方針を示すものです。

市民の皆さまのご意見を募集

- ▼期間 10月1日(木)～11月10日(火)
 - ▼意見の提出方法
公表場所にある意見提出用紙に、住所、氏名、電話番号、案の名称、公共施設再配置方針(案)、意見を記載の上、財政課の窓口、市民の声の箱へ投函(吉川支所、各市立公民館などに設置)、郵送、FAX、メール、で提出してください。
 - ▼公表場所
市役所 3階情報公開コーナー、4階財政課、吉川支所、各市立公民館、市ホームページ
 - ▼その他
いただいた意見は、市の見解とともにホームページなどに一定期間公表します(氏名などは非公表)。なお、意見に対して、個々に回答はしません。
- 問・提出(市)財政課 公共施設マネジメント係
〒673-0180 三木市 電話 82-9755
✉ publiccomment@city.miki.lg.jp